

JAS
0602

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

乾燥スープ

Dehydrated soups

1975年 5月 30日 制定

2025年 1月 29日 改正

農林水産省

目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	品質	2
4.1	乾燥コンソメ	2
4.2	乾燥ポタージュ	3
4.3	その他の乾燥スープ	4
5	試験方法	4
5.1	一般	4
5.2	水分	5
5.3	食塩	6
5.4	全窒素	7

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、日本スーパ協会から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、**JAS 0602 : 2019**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

乾燥スープ

Dehydrated soups

1 適用範囲

この規格は、乾燥スープの品質について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS R 3503 化学分析用ガラス器具

JIS R 3505 ガラス製体積計

JIS Z 8801-1 試験用ふるいー第1部：金属製網ふるい

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

家畜等

牛、豚、馬、めん羊、山羊、家と（兎）又は家きん

3.2

食肉

家畜等の肉

3.3

食肉以外の可食部分

胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液、脂肪層等

3.4

つなぎ

穀粉、でん粉、牛乳、粉乳等であって、スープを濃厚にするために使用するもの

3.5

うきみ

食肉、卵、野菜、海藻、ヌードル、クルトン等又はこれらを調理したものを乾燥させたものであって、スープに浮かせるもの

3.6

具

食肉、卵、野菜、海藻、ヌードル、クルトン等又はこれらを調理したものを乾燥させたものであって、うきみ以外のもの

3.7

乾燥スープ

次に掲げるもの

- a) 次の1)~4)に調味料、砂糖類、食用油脂、香辛料等を加えて調製し、粉末状、か粒状又は固形状に乾燥したものであって、水若しくは牛乳を加えて加熱し、又は水、熱湯若しくは牛乳を加えることによってスープとなるもの
- 1) 食肉、家畜等の食肉以外の可食部分、家畜等の骨及びけん、魚介、野菜、海藻等の煮出汁
 - 2) 食肉、家畜等の食肉以外の可食部分、家畜等の骨及びけん、魚介、野菜、海藻等を煮たものを破碎してこしたのもの
 - 3) たん白加水分解物
 - 4) 1)、2)又は3)につなぎを加えたもの
- b) a)にうきみ又は具を加えたもの

3.8

乾燥コンソメ

乾燥スープのうち、食肉、家畜等の食肉以外の可食部分、家畜等の骨及びけん、魚介の煮出汁を使用し、かつ、つなぎを加えないものであって、水を加えて加熱し、又は水若しくは熱湯を加えることによって食肉又は魚介の風味を有するおおむね清澄なスープとなるもの

3.9

乾燥ポタージュ

乾燥スープのうち、つなぎを加えたものであって、水若しくは牛乳を加えて加熱し、又は水、熱湯若しくは牛乳を加えることによって濃厚で不透明なスープとなるもの

3.10

その他の乾燥スープ

乾燥スープのうち、乾燥コンソメ及び乾燥ポタージュ以外のもの

4 品質

4.1 乾燥コンソメ

乾燥コンソメの品質は、表1の品質基準に適合していなければならない。

表 1—乾燥コンソメの品質基準

区分	基準
性状	粉末状又はか粒状のものにあつては吸湿による塊等がなく粒子が分離しているものであり、固形状のものにあつてはくずれ等がなく、本来の形状を保持しているものであること。
溶解性	調理方法に従つてスープにするときの溶解性が良好であること。
調理後の状態及び食味	次による。 a) おおむね清澄であり、かつ、色沢が良好であること。 b) 香味が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。
水分	5.2 によつて試験したとき、3%以下であること。ただし、うきみ又は具を10%以上使用しているものにあつては、6%以下であること。
食塩	5.3 によつて試験したとき、12g以下であること。
全窒素	5.4 によつて試験したとき、170mg以上であること。ただし、商品名に鶏肉又は牛肉のいずれかを含有する旨を表示しているもの（あわせて他の原材料を含有している旨を表示しているものを除く。）にあつては、300mg以上であること。
食肉、野菜、海藻等のエキス又はたん白加水分解物の使用量	調理方法に従つてスープにした場合、1000mL当たり100mg以上（無水固形物換算）であること。ただし、商品名に鶏肉又は牛肉のいずれかを含有する旨を表示しているもの（あわせて他の原材料を含有している旨を表示しているものを除く。）にあつては、200mg以上であること。
原材料	溶解促進剤として、乳糖及びデキストリン以外のものを使用していないこと。
添加物	次による。 a) CODEX STAN 192 3.2 の規定に適合するものであつて、かつ、その使用条件は同規格 3.3 の規定に適合していること。 b) 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 c) a) の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法によつて伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあつては、この限りでない。 1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法 2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法 3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法 4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法
内容量	表示重量に適合していること。
容器又は包装の状態	防湿性及び十分な強度を有する資材を用いており、粉末状又はか粒状のものにあつては、密封されていること。

4.2 乾燥ポタージュ

乾燥ポタージュの品質は、表 2 の品質基準に適合していなければならない。

表 2—乾燥ポタージュの品質基準

区分	基準
性状	表 1 の性状の基準による。
溶解性	表 1 の溶解性の基準による。
調理後の状態及び食味	次による。 a) 濃厚であり、かつ、色沢が良好であること。 b) 香味が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。
水分	5.2 によって試験したとき、6%以下であること。
食塩	表 1 の食塩の基準による。
全窒素	5.4 によって試験したとき、1 300 mg 以上であること。ただし、野菜をスープベースとして使用したもの又は調理方法に牛乳を加えるものにあつては、650 mg 以上であること。
食肉、野菜、海藻等のエキス又はたん白加水分解物の使用量	調理方法に従ってスープにした場合、1 000 mL 当たり 80 mg 以上（無水固形物換算）であること。
原材料	表 1 の原材料の基準による。
添加物	表 1 の添加物の基準による。
内容量	表 1 の内容量の基準による。
容器又は包装の状態	表 1 の容器又は包装の状態の基準による。

4.3 その他の乾燥スープ

その他の乾燥スープの品質は、表 3 の品質基準に適合していなければならない。

表 3—その他の乾燥スープの品質基準

区分	基準
性状	表 1 の性状の基準による。
溶解性	表 1 の溶解性の基準による。
調理後の状態及び食味	次による。 a) 固有の外観を有し、かつ、色沢が良好であること。 b) 香味が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。
水分	表 2 の水分の基準による。
食塩	表 1 の食塩の基準による。
全窒素	5.4 によって試験したとき、170 mg 以上であること。
食肉、野菜、海藻等のエキス又はたん白加水分解物の使用量	調理方法に従ってスープにした場合、1 000 mL 当たり 100 mg 以上（無水固形物換算）であること。
原材料	表 1 の原材料の基準による。
添加物	表 1 の添加物の基準による。
内容量	表 1 の内容量の基準による。
容器又は包装の状態	表 1 の容器又は包装の状態の基準による。

5 試験方法

5.1 一般

試験に使用する試薬及び器具は、次による。

- a) 水 JIS K 0557 に規定する A2 又は同等以上のもの
- b) 試薬 日本産業規格の特級等の規格に適合するもの

- c) 分解促進剤 硫酸カリウム 9g と硫酸銅 (II) 五水和物 1g を混合したもの
- d) ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬 95 %エタノール 200 mL にブロモクレゾールグリーン 0.15 g 及びメチルレッド 0.10 g を含むよう調製したもの
- e) エチレンジアミン四酢酸 (EDTA) 純度 99 %以上で窒素率が記載されたもの
- f) アスパラギン酸 純度 99 %以上で窒素率が記載されたもの
- g) ガラス製体積計 JIS R 3505 に規定するクラス A 又は同等以上のもの
- h) 試験用ふるい JIS Z 8801-1 に規定するもの
- i) ひょう量皿 下径直径 50 mm 以上, 高さ 25 mm 以上のもので内ふたを持つアルミニウム製のもの
- j) 定温乾燥器 105 °Cに設定した場合の温度調節精度が±3 °Cであるもの
- k) 減圧乾燥器 4.0 kPa (30 mmHg) 以下に減圧でき, かつ 70 °Cに設定した場合の温度調節精度が±2 °Cであるもの
- l) アルミニウムはく (箔) カップ 直径約 15 cm の円形に切り取ったアルミニウムはく (箔) を JIS R 3503 に規定する容量 100 mL のビーカーでカップ型に成形したもの又は下径直径 50 mm 以上のもので, 上部を折り曲げて密閉が可能な大きさのもの
- m) 電位差滴定装置 電極は, 指示電極に銀電極, 参照電極に銀-塩化銀電極, 又はこれらの複合型銀電極を用いたもの
- n) 出力可変式分解台 ビーカーに沸石 2~3 個と水 100 mL を入れ, 最大出力で 10 分間予熱した熱源に載せたときに 5 分以内に沸騰する能力を有するもの
- o) 加熱ブロック分解装置 あらかじめ 420 °Cに設定した加熱ブロックに沸石 2~3 個と水 50 mL を入れた分解チューブを載せたときに, 2分 30秒以内に沸騰する能力を有するもの
- p) 自動蒸留装置 ケルダール法の水蒸気蒸留を自動で迅速に行う装置 (自動蒸留装置と自動滴定装置を組み合わせた装置を含む。)
- q) 燃焼法全窒素測定装置 次の能力を有するもの
 - 1) 酸素 (純度 99.9 %以上のもの) 中で試料を熱分解するため, 最低 870 °C以上の操作温度を保持できる燃焼炉を持つこと。
 - 2) 熱伝導度検出器による窒素 (N₂) の測定のために, 遊離した窒素 (N₂) を他の燃焼生成物から分離できる構造を有すること。
 - 3) 窒素酸化物 (NO_x) を窒素 (N₂) に変換する機構を有すること。
 - 4) ニコチン酸 (純度 99 %以上のもの) を用いて 10 回繰り返し測定したときの窒素分の平均値が理論値±0.15 % であり, 相対標準偏差が 1.3 %以下であること。
 - 5) 塩分濃度の高い (50 %程度) 試料を測定可能なよう塩分に対する対策をとっていること。

5.2 水分

5.2.1 試料の調製

粉碎器等で粉碎し, 目開き 1 mm の試験用ふるいを通過したものを試料とする。

5.2.2 水分の測定

水分の測定は, 次による。

a) ひょう量皿を用いる場合

- 1) あらかじめ 105 °Cに設定した定温乾燥器にひょう量皿を入れ, 定温乾燥器の表示温度で庫内温度が 105 °Cであることを確認後, 1~2 時間加熱し, デシケーター中で室温に戻るまで冷却した後, 直ちに恒量を求め, 0.1 mg の桁までひょう量する。
- 2) 試料約 3 g をひょう量皿に 0.1 mg の桁までひょう量する。
- 3) ひょう量皿のふたをわずかにずらしたまま, あらかじめ 70 °Cに設定した減圧乾燥器に入れる。
- 4) 4.0 kPa (30 mmHg) 以下の圧力にして, 減圧乾燥器の表示温度で庫内温度が 70 °Cであることを確認後, 5 時間乾燥する。

- 5) 真空ポンプ側のバルブを閉じた後、空気を少量ずつ入れて庫内を常圧に戻し、減圧乾燥器の扉を開け、直ちにひょう量皿のふたを閉じてデシケーターに入れる。
 - 6) 室温に戻った後、直ちに0.1 mgの桁までひょう量する。
- b) アルミニウムはく（箔）カップを用いる場合
- 1) アルミニウムはく（箔）カップの質量を0.1 mgの桁までひょう量する。
 - 2) 試料約3 gをアルミニウムはく（箔）カップに0.1 mgの桁までひょう量する。
 - 3) あらかじめ70 °Cに設定した減圧乾燥器に入れる。
 - 4) 4.0 kPa（30 mmHg）以下の圧力にして、減圧乾燥器の表示温度で庫内温度が70 °Cであることを確認後、5時間乾燥する。
 - 5) 真空ポンプ側のバルブを閉じた後、空気を少量ずつ入れて庫内を常圧に戻し、減圧乾燥器の扉を開け、乾燥器中でアルミニウムはく（箔）カップの上部を折り曲げて密封した後、デシケーターに入れる。
 - 6) 室温に戻った後、直ちに0.1 mgの桁までひょう量する。

5.2.3 計算

水分は、次の式によって求める。

$$M = \frac{W_1 - W_2}{W_1 - W_0} \times 100$$

ここで、

- M : 水分 (%)
- W_0 : ひょう量皿の質量 (g)
- W_1 : 乾燥前の試料とひょう量皿の質量 (g)
- W_2 : 乾燥後の試料とひょう量皿の質量 (g)

5.3 食塩

5.3.1 調理前乾燥スープの食塩分の測定

5.3.1.1 測定の手順

調理前の乾燥スープに含まれる食塩分 (%) の測定の手順は、次による。

- a) **測定用試料の調製** 試料を粉碎器等で粉碎し、目開き1 mmの試験用ふるいを通過したものを測定用試料とする。
- b) **試料溶液の調製** 測定用試料2 g～6 gを正確にビーカー（50 mL～100 mL）にはかりとり、少量の水を加え混和し、80 °C以上の熱水約30 mLを加え、よくかき混ぜる。ビーカーの内容物を200 mL容量フルラスコに移し、水で洗いながら定容とし、よく振り混ぜる。定容とした液を遠心分離し、又はしないで、その必要量を定性分析用ろ紙を用いてろ過し、食塩分測定用試料溶液とする。遠心分離を行う場合は、遠心機を用いて遠心力1 500×g～2 500×gで10分間行う。
- c) **滴定** 滴定は、次による。
 - 1) **自動滴定（電位差滴定装置を用いた方法）による場合**
 - 1.1) 乾燥コンソメ及び乾燥ポタージュにあつては**1.2)**又は**1.3)**によって、その他の乾燥スープにあつては**1.2)**によって滴定する。
 - 1.2) 試料溶液10 mLを全量ピペットでビーカー（100 mL～200 mL）にとり、電極が浸る高さまで水を加えた後、希硝酸（水に等容量の硝酸を加えたもの）2 mLを加え、さらに1 %ポリオキシエチレン（20）ソルビタンモノラウレート（ポリソルベート20）溶液1 mLを加えて電位差滴定装置に装着し、かき混ぜながら0.05 mol/L硝酸銀溶液で滴定する。滴定装置の操作に従い、終点を検出する。空試験として、試料溶液の代わりに水10 mLを用いて同様に滴定する。空試験において終点が検出されない場合には、その滴定値は0 mLとする。
 - 1.3) 試料溶液10 mLを全量ピペットで100 mLビーカーにとり、希硝酸（硝酸10 mLを水で希釈して1 Lとしたもの）50 mLを加え、さらに1 %ポリオキシエチレン（20）ソルビタンモノラウレート（ポリソルベート20）溶液1 mLを加えて電位差滴定装置に装着し、かき混ぜながら0.1 mol/L硝酸銀溶液で滴定する。滴定装置の

操作に従い、終点を検出する。空試験として、試料溶液の代わりに水 10 mL を用いて同様に滴定する。空試験において終点が検出されない場合には、その滴定値は 0 mL とする。

- 2) 手動滴定（比色による目視）による場合 試料溶液 10 mL を全量ピペットを用いて、磁製蒸発皿又は三角フラスコ（50 mL～200 mL）にとり、水 10 mL を加え、さらに指示薬として 2 %クロム酸カリウム溶液 1 mL を加え、0.05 mol/L 硝酸銀溶液で滴定する。液の色が微橙色になる点を終点とする。試料溶液の pH が 6.5 未満の場合は、0.25 mol/L 炭酸ナトリウム溶液で pH6.5～10 の間に調整する。空試験として、試料溶液の代わりに水 10 mL を用いて同様に滴定する。空試験において、1 滴で明らかに終点を超える色を呈した場合は、その滴定値は 0 mL とする。

5.3.1.2 計算

食塩分は、次の式によって求める。

- a) 滴定を 5.3.1.1 c) 1.2)及び c) 2)で行う場合

$$S_1 = \frac{0.002\ 922 \times (T_1 - B_1) \times F_1}{W} \times \frac{200}{10} \times 100$$

ここで、
 S_1 : 食塩分 (%)
 T_1 : 試料溶液 10 mL における 0.05 mol/L 硝酸銀溶液の滴定値 (mL)
 B_1 : 空試験における 0.05 mol/L 硝酸銀溶液の滴定値 (mL)
 F_1 : 0.05 mol/L 硝酸銀溶液のファクター
 W : 試料質量 (g)
 0.002 922 : 0.05 mol/L 硝酸銀溶液 1 mL に相当する塩化ナトリウムの質量 (g)

- b) 滴定を 5.3.1.1 c) 1.3)で行う場合

$$S_1 = \frac{0.005\ 844 \times (T_2 - B_2) \times F_2}{W} \times \frac{200}{10} \times 100$$

ここで、
 S_1 : 食塩分 (%)
 T_2 : 試料溶液 10 mL における 0.1 mol/L 硝酸銀溶液の滴定値 (mL)
 B_2 : 空試験における 0.1 mol/L 硝酸銀溶液の滴定値 (mL)
 F_2 : 0.1 mol/L 硝酸銀溶液のファクター
 W : 試料質量 (g)
 0.005 844 : 0.1 mol/L 硝酸銀溶液 1 mL に相当する塩化ナトリウムの質量 (g)

5.3.2 食塩への換算

調理方法に従い調理したスープ 1 000 mL 中に含まれる食塩 (g) は、5.3.1 によって得られた食塩分 (%) から、次の式によって求める。

$$S_2 = \frac{A \times S_1}{100} \times \frac{1\ 000}{V}$$

ここで、
 S_2 : 食塩 (g)
 S_1 : 食塩分 (%)
 A : 一人分に用いられる乾燥スプーンの量 (g)
 V : 内容量表示に記載された一人分の調理に使用する水等の量 (mL)

5.4 全窒素

5.4.1 調理前乾燥スプーの全窒素分の測定

5.4.1.1 一般

調理前の乾燥スプーに含まれる全窒素分 (%) は、ケルダール法又は燃焼法によって測定する。

5.4.1.2 ケルダール法の場合

5.4.1.2.1 測定の手順

測定の手順は、次による。

- a) **試料の調製** 粉砕器等で粉砕し、目開き 1 mm の試験用ふるいを通したものを試料とする。
- b) **試料の分解** 試料の分解は、次による。
 - 1) **出力可変式分解台を用いる場合**
 - 1.1) 薬包紙に試料約 1.0 g を 0.1 mg 以下の桁まで正確にはかりとり、300 mL ケルダール分解フラスコに薬包紙ごと入れ、分解促進剤 10 g 及び硫酸約 15 mL を加え、あらかじめ保温しておいた分解台の熱源の上に設置する。試料の蒸留を 5.4.1.2.1 c) 2) で行う場合にあっては、5.4.1.2.1 b) 2.1) による。
 - 1.2) 泡立ちが収まるまで弱く加熱し、泡立ちが収まったら出力を最大にする。分解液が清澄になっているのを確認した後、約 90 分間出力最大のまま加熱する。全分解時間は 2 時間以上とする。
 - 1.3) 加熱終了後、室温まで放冷し、水 50 mL を加えて、分解物を溶解する。試料の蒸留を 5.4.1.2.1 c) 2) で行う場合にあっては、5.4.1.2.1 b) 2.3) による。
 - 1.4) 1.1)～1.3) の操作を空試験試料（薬包紙のみ）についても同様に行う。
 - 2) **加熱ブロック分解装置を用いる場合**
 - 2.1) 薬包紙に試料約 1.0 g を 0.1 mg 以下の桁まで正確にはかりとり、250 mL～300 mL 分解チューブに薬包紙ごと入れ、分解促進剤 10 g 及び硫酸 15 mL を加え、あらかじめ保温しておいた加熱ブロック分解装置に設置する。
 - 2.2) はじめ、200 °C で加熱し、泡立ちが収まったら 420 °C にする。分解液が清澄になっているのを確認した後、約 90 分間加熱を続ける。
 - 2.3) 加熱終了後、室温まで放冷し、水 20 mL を加える。
 - 2.4) 2.1)～2.3) の操作を空試験試料（薬包紙のみ）についても同様に行う。
- c) **蒸留** 蒸留は、次による。
 - 1) **水蒸気蒸留装置を用いる方法 [試料の分解を b) 1) で行う場合]** 蒸留装置は水蒸気発生フラスコに沸騰石と水を入れ 10 分間以上沸騰させ、そののち流路の洗浄を行い、冷却管を冷却装置又は水道水によって冷却した上で蒸留を行う。
 - 1.1) **パルナス・ワグナー型蒸留装置を用いる場合**
 - 1.1.1) 分解液を 100 mL 容全量フラスコに水で洗い込み、定容として試料液とする。
 - 1.1.2) 容量 300 mL 以上の留液捕集容器（以下“捕集容器”という。）に 1%～4% ほう酸溶液 25 mL～30 mL を入れ、プロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬 2～3 滴を加え、これを留液流出口がほう酸溶液中に浸るように置く。試料液 25 mL を全量ピペットで蒸留管に入れ、中和用 25%～45% 水酸化ナトリウム溶液を加え（水酸化ナトリウムとして 8 g 以上を含むようにする。）、加熱蒸留し、留液が約 100 mL 以上になるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。
 - 1.2) **塩入・奥田式蒸留装置を用いる場合** 捕集容器に 1%～4% ほう酸溶液 25 mL～30 mL を入れ、プロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬 2～3 滴を加え、これを蒸留装置の留液流出口がほう酸溶液中に浸るように置く。分解液が入ったケルダール分解フラスコを蒸留装置の蒸気導入管に接続し、中和用 25%～45% 水酸化ナトリウム溶液を加え（水酸化ナトリウムとして 28 g 以上を含むようにする。）、加熱蒸留し、留液が約 100 mL 以上になるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。
 - 2) **自動蒸留装置を用いる場合** 装置の操作方法に従い蒸留する。捕集容器に 1%～4% ほう酸溶液 25 mL～30 mL を入れ、プロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬 2～3 滴を加え、留液流出口が液中に浸るようにする。分解液に蒸留水 30 mL、中和用 25%～45% 水酸化ナトリウム溶液を加え（水酸化ナトリウム 28 g 以上を含むようにする。）、留液が約 100 mL 以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。自動蒸留装置と自動滴定装置を組み合わせた装置等では、装置に適した方法で蒸留、滴定を行う。
- d) **滴定** 滴定は、次による。
 - 1) **手動滴定（滴定の終点を指示薬の変色によって目視で判定する方法）による場合** パルナス・ワグナー型蒸

留装置を用いる場合にあつては蒸留液を 0.025 mol/L 硫酸標準溶液で、塩入・奥田式蒸留装置又は自動蒸留装置を用いる場合にあつては 0.1 mol/L 硫酸標準溶液で 25 mL 容ビュレットを用いて滴定する。液が緑色、汚無色を経て微灰赤色を呈したところを終点とする。空試験用試料について得られた留液も同様に滴定を行う。

- 2) 自動滴定 [滴定の終点の判定を自動で行う装置 (10 mL 容以上のビュレット容量を持つもの) を用いる方法] による場合 留液を 0.05 mol/L 又は 0.1 mol/L の硫酸標準溶液で滴定する。滴定装置の操作に従い、終点を検出する。空試験用試料について得られた留液も同様に操作を行う。

5.4.1.2.2 計算

全窒素分は、次の式によって小数第 3 位まで求める。空試験用試料の滴定で、1 滴で明らかに終点を越える色を呈したときは、滴定値は 0 mL とする。

- a) パルナス・ワグナー型蒸留装置を用いる場合

$$N_1 = \frac{(T-B) \times F \times M \times A \times 2}{1\,000 \times W} \times \frac{100}{25} \times 100$$

- b) 塩入・奥田式蒸留装置, 自動蒸留装置を用いる場合

$$N_1 = \frac{(T-B) \times F \times M \times A \times 2}{1\,000 \times W} \times 100$$

ここで、
 N_1 : 全窒素分 (%)
 T : 試料の滴定値 (mL)
 B : 空試験用試料の滴定値 (mL)
 F : 硫酸標準溶液のファクター
 M : 窒素の原子量 14.007
 A : 滴定に用いた硫酸標準溶液の濃度 (mol/L)
 W : 試料の採取質量 (g)

5.4.1.3 燃焼法

5.4.1.3.1 試料の調製

粉碎器等で粉碎し、目開き 1 mm の試験用ふるいを通したものを試料とする。

5.4.1.3.2 測定

測定は、次による。

- a) 燃焼法全窒素測定装置の操作方法に従って検量線作成用標準品 [エチレンジアミン四酢酸 (EDTA), アスパラギン酸, あるいは他の同純度の標準品 (ニコチン酸を除く。)] を 0.1 mg 以下の桁まで正確にはかりとり、装置に適した方法で測定し、検量線を作成する。
 b) 試料約 200 mg~500 mg を 0.1 mg 以下の桁まで正確にはかりとり、装置に適した方法で測定する。

5.4.1.3.3 計算

5.4.1.3.2 b) で測定した結果について、5.4.1.3.2 a) で作成した検量線を用いて全窒素分を百分率で小数第 3 位まで求める。

5.4.2 全窒素への換算

調理方法に従い調理したスープ 1 000 mL 中に含まれる全窒素 (mg) は、5.4.1 によって得られた全窒素分 (%) か

ら、次の式によって求める。

$$N_2 = \frac{N_1 \times A}{100} \times \frac{1\,000}{V} \times 1\,000$$

ここで、
 N_2 : 全窒素 (mg)
 N_1 : 全窒素分 (%)
 A : 一人分に用いられる乾燥スープの量 (g)
 V : 内容量表示に記載された一人分の調理に使用する水等の量 (mL)

制定等の履歴

制 定	昭和50年5月30日農 林 省 告 示 第 602号
改 正	昭和51年6月25日農 林 省 告 示 第 608号
改 正	昭和51年6月25日農 林 省 告 示 第 609号
改 正	昭和51年10月18日農 林 省 告 示 第 970号
改 正	昭和55年2月25日農林水産省告示第 208号
改 正	昭和63年12月9日農林水産省告示第1973号
改 正	平成元年10月21日農林水産省告示第1399号
改 正	平成2年9月29日農林水産省告示第1225号
改 正	平成6年3月1日農林水産省告示第 435号
改 正	平成6年12月26日農林水産省告示第1741号
改 正	平成8年4月4日農林水産省告示第 424号
改 正	平成9年2月17日農林水産省告示第 248号
改 正	平成9年9月3日農林水産省告示第1381号
改 正	平成16年4月15日農林水産省告示第 927号
改 正	平成20年8月29日農林水産省告示第1364号
改 正	平成21年1月29日農林水産省告示第 128号
改 正	平成26年2月12日農林水産省告示第 209号
改 正	平成27年5月28日農林水産省告示第1387号
改 正	平成30年3月29日農林水産省告示第 683号
確 認	平成31年2月15日農林水産省告示第 358号
改 正	令和元年6月27日農林水産省告示第 475号
改 正	令和元年12月13日農林水産省告示第1624号
最終改正	令和7年1月29日農林水産省告示第 193号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和7年1月29日農林水産省告示第 193号
令和7年2月28日から施行する。